

入札についての公募

2025年9月24日

中央銀行デジタル通貨のパイロット実験に関する報告書作成支援等 にかかる業務委託先を選定するための入札実施の件

日本銀行では、中央銀行デジタル通貨のパイロット実験に関する報告書作成支援等にかかる業務委託先を選定するに当たり、一般競争入札への参加者を以下の要領で公募します。

日本銀行決済機構局長

1. 入札に付す事項

(1) 業務案件

中央銀行デジタル通貨のパイロット実験に関する報告書作成支援等にかかる業務委託

(2) 業務案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

2025年12月から2026年3月*まで

※契約期間は4か月とする。各種の事情変更により契約期間が変更となる場合には、日本銀行と事業者の双方で協議のうえ、契約金額を再度算定する可能性がある。この場合、今次調達業務ごとの人月単位の金額をもとに計算する。

(4) 履行場所

日本銀行本店

— 住所：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

東京都中央区日本橋本石町1-3-1

(5) 入札金額

入札書には、4か月間の(1)に記載の業務案件の遂行に要する費用の総額(月額等の費用ではなく、契約期間全体に必要な費用の総額)を入札金額として記載すること(消費税および地方消費税を含めないこと)。

— 入札書の提出に当たっては、日本銀行が指示する「入札金額内訳書」を添付すること。

2. 入札参加資格

次の要件を全て満たす者に限り、入札に参加することができる。

- (1) 成年被後見人または破産者で復権を得ない者に該当しない者。被保佐人、被補助人、未成年者にあつては契約締結のための必要な同意を得ている者。
- (2) 下記のイ、～ハ、に該当しない者。
 - イ、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者。
 - ロ、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。
 - ハ、前イ、またはロ、に準じて契約の履行能力がないと認められる者。
- (3) 開札時まで日本銀行から「調達・処分に関する取引停止措置要領」に基づく取引停止措置（次のイ、およびロ、に該当する措置に限る。）を受けていない者。
 - イ、措置の効果が日本銀行決済機構局との契約に及ぶ場合
 - ロ、措置の効果が本件入札にかかる契約の属する業務分野または履行地域に及ぶ場合
- (4) 自己、自社若しくはその役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および次のイ、からホ、までのいずれにも該当しないこと。
 - イ、反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ロ、反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ハ、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - ニ、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ホ、役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (5) 「破壊活動防止法」に定めるところの破壊的団体またはその構成員でないこと。
- (6) 入札説明書の交付を受けている者であつて、かつ日本銀行の入札参加資格に関する事前審査を受け、これに合格した者。
- (7) 予算決算及び会計令第72条に基づき、中央官庁が定める令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）中、次の格付けを有している者、またはそれと同等の経営状況にあると日本銀行が認めた者。

資格の種類	役務の提供等
等級	AまたはB

- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク登録証もしくは一般財団法人日本品質保証機構のISO/IEC 27001登録証を取得していることまたは個人情報保護委員会策定の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に定める安全管理措置を講じていること。
- (9) 決済関連システムの開発案件にかかる設計もしくはITコンサルティング、またはリテール決済ビジネスにかかるコンサルティング（調査研究も含む）に携わった実績があること。
- (10) 提案依頼書に基づき提出された「提案書」の内容が受託業務の確実な履行を確保する上で問題ないと認められる者であること。

3. 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、本件に関する問合せ先
4.(3)に記載する提出先等と同じ。
- (2) 入札説明書の交付期間
2025年9月25日（木）～2025年10月31日（金）
 - 交付を希望する場合は、4.(3)の調達事務担当のメールアドレス宛てに公募名と入札説明書交付希望の旨を連絡すること。入札説明書交付希望の連絡を受けたメールアドレス宛に、入札説明書（提案依頼書を除く）を交付する。

4. 事前審査

- (1) 事前審査受付期間
2025年9月25日（木）～2025年10月31日（金）
日本銀行の毎営業日10時00分～16時00分
入札参加希望者は上記期間に必ず事前審査を受けることとし、(3)に記載の調達事務担当で事前審査を受付ける（以下「事前審査受付期間」という。）。事前審査は(2)イ、からへ、までに関する「資格審査」と、(2)ト、に関する「提案書審査」の両審査により構成される。

【資格審査】

事前審査受付期間中、まず、日本銀行は、入札参加希望者から、「事前審査依頼書」を添えた(2)イ、からへ、までの書類を受付け次第順次、資格審査を行う。

資格審査には、2～3営業日程度要するため、留意すること。資格審査合格後に交付する提案依頼書を踏まえて起案する「提案書」が、事前審査受付期間内に提出できなければ、資格審査に合格しても、提案書審査で失格となる。

なお、(2)イ、からへ、までの書類にかかる、明らかな形式上の不備により失格となった場合には、不備があった事項について補正の余地があり、かつ事前

審査受付期間内であれば、資格審査に限り改めて「事前審査依頼書」を添えて再審査を依頼することができる。

—— 資格審査受付時において、日本銀行が明らかな形式上の不備に気づいた場合には、当該入札参加希望者に連絡することがある（ただし、日本銀行は入札参加希望者に補正をするよう通知する義務を負うものではない）。

【提案書審査】

日本銀行は、資格審査合格者を対象に、提案書審査を行う。資格審査に合格した者は交付された提案依頼書を踏まえて、事前審査受付期間内に（２）ト、に定める「提案書」を提出すること。

なお、提案書審査に関する審査失格者は、再審査を依頼することは認められない。

【事前審査合否結果】

事前審査の結果は、「入札参加資格確認済証」により通知する。

—— 事前審査の結果、日本銀行が適格と認めた者に対して交付する、競争参加資格「有」と記載のある「入札参加資格確認済証」を有していることが、入札に参加するための必須要件である。原則として、「入札参加資格確認済証」の再交付は行わないので、交付を受けた「入札参加資格確認済証」は厳重に保管の上、入札日に必ず持参すること。

（２）事前審査を受ける際の提出書類

事前審査を受けるに当たっては、次の書類を提出すること（その他提出書類、提出方法等の詳細については入札説明書で指定する）。このうち、以下、イ、へ、トを除き、内容が鮮明なものであれば写しによることができる。

イ、 誓約書

ロ、 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」＜内容が鮮明であれば写しで可＞

—— 「全省庁統一資格」未取得者の場合は、以下のＡ．～Ｃ．の書類

Ａ．営業経歴書

—— 対外的に配布している会社概要パンフレットなど、会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績および営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類。

—— パンフレット等がなく、新たに作成する場合には適宜の書式で可。

—— 事前審査依頼日前１年以内に作成したもの。

Ｂ．財務諸表類

—— 直近２年間の事業年度分にかかる貸借対照表、損益計算書。

- Ｃ．法人税、消費税および地方消費税にかかる納税証明書
- 未納税額がないことを証するもの。「納税証明書（その１）」、「納税証明書（その３）」、「納税証明書（その３の３）」のいずれでも可。
- ニ、「商業登記簿謄本」または「現在事項全部証明書」＜内容が鮮明であれば写しで可＞
- 発行日から３か月以内のもの。
- ホ、代表権を有する者の印鑑証明書＜内容が鮮明であれば写しで可＞
- 発行日から３か月以内のもの。
- ヘ、適合証明書
- ２．（８）および（９）を証明する書類を添付すること。
- ト、提案書
- ２．（１０）にかかるもの。「提案書」に記載する事項の詳細は、提案依頼書を参照すること。

（３）提出先等

上記（２）の書類は、事前審査受付期間中に次の調達事務担当宛てに持参または郵送（配達証明等の配達履歴が残るものによること）にて提出すること。インターネットメール、ＦＡＸ送信による提出は認めない。郵送の場合は、事前審査受付期間中に「必着」のこと（郵送事情等による遅延が生じた場合であっても、当該事情は一切斟酌しない）。

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町２－１－１ 新館６階
日本銀行決済機構局決済システム課総務グループ 調達事務担当
03（3279）1111 内線：2972、2963、2957、5661
メールアドレス：kentarou.ide@boj.or.jp
kouichi.horie@boj.or.jp
hiroshi.kanegae@boj.or.jp
ryou.aoki@boj.or.jp

５．入札・開札の日時、場所

（１）日 時：2025年11月6日（木） 15時00分（受付開始14時45分）

（２）場 所：日本銀行本店本館 104 会議室

東京都中央区日本橋本石町２－１－１ 本館１階

- 事前審査により日本銀行が適格と認めた者のうち、（１）に記載の入札・開札時刻までに日本銀行本店本館 104 会議室受付に来場した者が入札に参加するための資格確認を受けることができるものとし、同時刻に遅れた者の入札は認めない。
- 開札は、「入札書」の提出後、直ちに行う。

6. その他

(1) 入札保証金

全額免除とする。

(2) 入札の無効等

入札参加資格のない者の行った入札、入札日時に間に合わない入札など、入札説明書に記載した無効事由に該当する場合は入札を無効とする。

(3) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、日本銀行が作成した予定価額以下で最低価額をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書類の作成

落札者は、日本銀行との間で、契約の内容、債務不履行時の取扱等に関する条項を含む契約書を取り交わすものとする。

(5) 入札参加に要する費用

全額入札者の負担とする。

(6) 入札制限

本件入札の落札者およびその落札者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者については、本件入札と密接に関連するシステム構築・導入関連の受託業務に関する入札案件に参加することはできないこととする。

—— 本件入札の落札者には、直接の落札者のほか、再委託先を含む。

以 上